

「特定健康診査」と「特定保健指導」がスタート

平成20年4月から新しい健診・保健指導になります



養父市では、市民の皆さんの健康維持のために毎年基本健診を実施してきましたが、平成20年度からは「特定健康診査」と名前が変わります。この特定健康診査は、生活習慣病の原因といわれる「メタボリックシンドローム」に着目して実施されるもので、40歳から74歳までの方が受診対象です。

国民健康保険の被保険者は市が実施する健康診査で、それ以外の方は加入されている医療保険において特定健康診査を受けることになります。



目的は？

不健康な生活習慣の積み重ねが内蔵脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）を引き起こし、これが原因となつて糖尿病や脳卒中、心筋梗塞などの生活習慣病を発症しやすくなります。

特定健診の受診者のうち、メタボリックシンドロームの該当者および予備軍など、生活習慣の改善が必要な方への確な保健指導を行い、生活



従来の健康診査との違いは？

習慣病の減少をめざすことを目的としています。

それぞれの保険者が実施する健康診査を受けることとなります。保険者によって、実施する健康診査の場所や内容が変わります。詳しくは、「表①従来の健康診査との違い」をご覧ください。

【表① 従来の健康診査との違い】

★従来の健康診査

目的	病気の早期発見・早期治療
保健指導	健康診査の結果「要指導」に該当した方に対し、病気ごとに実施
実施主体	市町村



★特定健康診査

目的	メタボリックシンドローム該当者および予備軍の早期発見と支援
保健指導	受診者全員に対し、リスクの数で階層化し、必要度に応じ実施
実施主体	医療保険者